



医療費の助成

●各種医療費の助成を受ける際の留意点です。

【病院にかかるとき】

医療保険の「保険証（被保険者証）」と町から交付された医療費受給者証を窓口提出してください。

※道外の医療機関を受診した場合、受給者証は使用できません。

上記の場合、道内の医療機関において受給者証を使用しなかった場合は、通常の支払いをしていただき、領収書と診療報酬明細書、振込先口座がわかるものを持って、住民課町民生活グループの窓口で医療費の助成を申請してください。

乳幼児医療費の助成



【対象】

0歳から就学前の児童が医療機関に入院・通院した場合、また小学生が入院した場合に、自己負担分を除いて医療費を助成します。

【助成額】

0歳～就学前 初診時の一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。

小学生 入院は、初診料を含めて1割の自己負担分が月額上限57,600円を超えた分の医療費（多数該当* 44,400円）

ただし、町民税非課税世帯か世帯全員の合計所得が240万円以下の世帯の小学生は初診料のみ自己負担となります。

※多数該当とは

過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合、4回目からさらに限度額が下がります。

乳幼児医療費助成の対象とならない自己負担額は、「子育て支援医療費還元事業」でポイントとして還元いたします。

※ポイント還元についてはP.1をご覧ください。



【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証をご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

➡ 通称『**乳**カード』と呼ばれています。医療証の表紙上に**乳**と書かれてあるものです。

未熟児養育医療給付制度



【対象】

出生体重が 2000 グラム以下の場合

生活力が特に薄弱であって医師が入院を必要と認めた場合

【費用負担】

入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額が公費負担の対象となります。

【申請手続き】

①医師の意見書 ②お子さんの保険証または父母の保険証
をご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

ひとり親家庭等医療費助成制度



【対象】

親(父又は母)と子(親に扶養されている20歳までの者)の入院・通院の医療費を助成します。

【助成額】

町民税非課税世帯か、世帯全体の所得合計が 240 万円以下の世帯の場合は、初診時の一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。上記以外の世帯は、初診料を含めて 1 割を自己負担とし、残額を助成します。

※自己負担の上限額は、入院：57,600 円（多数該当※ 44,400 円）

通院：18,000 円（年間上限 144,000 円）

※子が就学前の場合は、乳幼児と同様の扱いとなります。

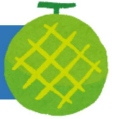
※多数該当とは

過去 1 2 か月以内に 3 回以上限度額に達した場合、4 回目からさらに限度額が下がります。

【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証をご持参のうえ、住民課町民生活グループにて申請をしてください。

重度心身障がい者医療費助成制度



【対象】

身体障害者手帳 1～3 級を交付されている方（3 級は内部障がいのみ）、重度の知的障がいのある方（おおむね IQ50 以下）の医療費と、精神保健福祉手帳 1 級の認定を受けている方の通院費を助成します。

【助成額】

町民税非課税世帯か、世帯全体の所得合計が 240 万円以下の世帯の場合は、初診時の一部負担金のみを自己負担とし、残額を助成します。上記以外の世帯は、初診料を含めて 1 割を自己負担とし、残額を助成します。

※自己負担の上限額は、入院：57,600 円（多数該当※ 44,400 円）

通院：18,000 円（年間上限 144,000 円）

※受給者が就学前の場合は、乳幼児と同様の扱いとなります。

【医療費受給者証の申請】

受給者証交付の手続きには、健康保険証・障害者手帳を持って住民課町民生活グループにて申請をしてください。



手帳の交付について



○身体障害者手帳

身体に障がいがある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

○療育手帳

知的に障がいがある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

○精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が、様々なサービスを受けるために必要な手帳です。

※手帳の交付についてのご相談は、住民課福祉グループまでご連絡ください。

※多数該当とは

当月を含む 12 か月以内に支払った医療費が、一部負担限度額 57,600 円となる月が 3 回以上あった場合、4 回目から適用される一部負担限度額です。